

# 第2回

## 日南・串間地区大規模氾濫等減災協議会

- 平成29年の出水状況
- 早急に実施する取組（タイムライン・ホットライン）の活用状況について
- 水防法改正に伴う規約の改正について
- 県管理河川を対象とした取組方針の設定について



# 平成29年 被災状況確認

---

# 平成29年9月16～17日 台風第18号



## 【気象概況】

9月9日にマリアナ諸島近海で発生した台風第18号は、16日には東シナ海をゆっくりした速さで北東へ進み、17日11時半頃に鹿児島県薩摩半島を通過し、12時頃に鹿児島県垂水市付近に上陸した。

その後、同日昼過ぎにかけて宮崎県を通過し日向灘を北上して、17日16時半頃に高知県西部に再上陸し北東へ進んだ。この台風の影響で、宮崎県内では15日から激しい雨が降り始め16日から17日にかけて大荒れの天気となった。

## 【降雨の状況】

9月15日から17日までの総降水量が、田野(宮崎市)で606.5mm、赤江(宮崎市)で511.0mmを観測するなど宮崎県の平野部を中心に400mmを超える大雨となった。

また、16日から17日にかけて県内各地で1時間に50mmを超える非常に激しい雨を観測し、17日13時30分までの1時間に延岡市と日之影町付近で解析雨量でおよそ90mmの猛烈な雨となった。

## 【気象警報】

大雨洪水警報: 日南市、串間市

## 【河川の状況】

避難判断水位超過: 広渡川(東郷橋)

氾濫注意水位超過: 潟上川、広渡川(谷之城橋)、本城川

## 【土砂災害警戒情報】

発表なし

# 平成29年9月16～17日 台風第18号



## 【被害の状況】

	床上浸水	床下浸水	土砂災害	公共施設
日南市	0	0	0	10
串間市	0	0	0	0

## 【気象概況】

平成29年10月24日15時にマリアナ諸島近海で発生した台風第22号は、北西へ進んだ後27日に北よりに進路を変えて次第に勢力を強めながら28日に沖縄本島を通過した。

その後、進路を北北東に変えて奄美群島に沿って北上し、29日に種子島付近を北東進後、四国沖を東北東に進み、30日0時に三陸沖で温帯低気圧に変わった。

## 【降雨状況】

宮崎県では、台風からの湿った気流の影響で27日午後から雨が降り始め、南部平野部では28日午後から29日朝にかけて局地的に雷を伴った非常に激しい雨が降って大雨となった。特に赤江（宮崎市）では28日18時14分までの1時間に98.0mmの猛烈な雨を観測し、日降水量は観測史上1位となる391.0mmを観測した他、油津（日南市）では10月の1位となる237.0mmを観測した。

## 【気象警報】

大雨洪水警報：日南市、串間市

## 【河川の状況】

氾濫危険水位超過：広渡川（東郷橋）、本城川、市木川

避難判断水位超過：広渡川（谷之城橋）、潟上川

## 【土砂災害警戒情報】

危険度3：日南市、串間市

## 【被害の状況】

	床上浸水	床下浸水	土砂災害	公共施設
日南市	7	17	11	24
串間市	8	32	0	27



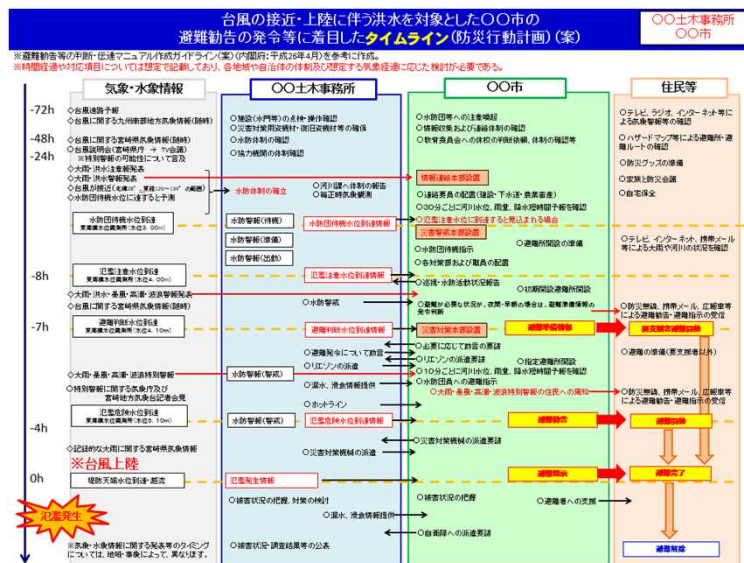
# 早急に実施する取組の活用状況 (タイムライン・ホットライン)

---

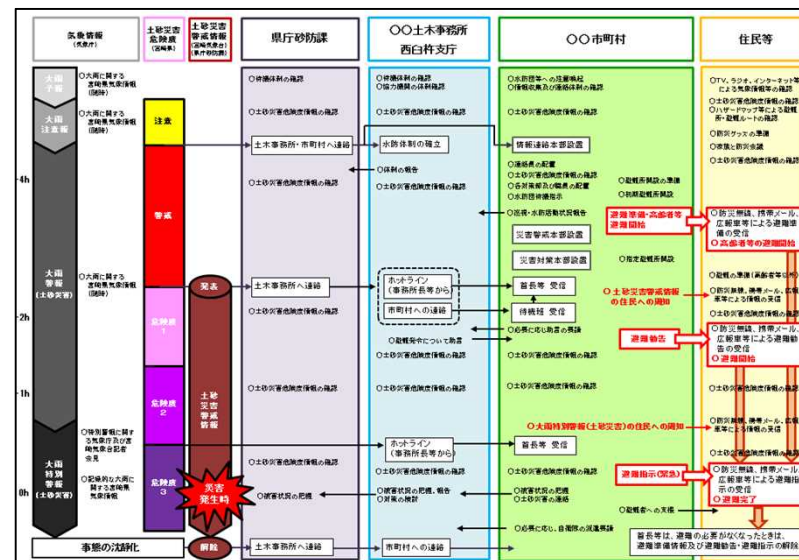
# 早急に実施する取組 (タイムライン)

想定される災害事象に対して、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成し運用した。

## 洪水対応タイムライン



## 土砂災害対応タイムライン



### 【運用状況】

台風第18号、台風第22号等において、各機関がタイムラインに則り防災行動を行った。

### 【運用後の感想】

- ①警戒態勢へスムーズに移行できた。
- ②タイムラインができたことによって、気象情報把握など役割分担の体制が出来つつある
- ③タイムラインができたことにより、躊躇ない勧告等の発令につながった。



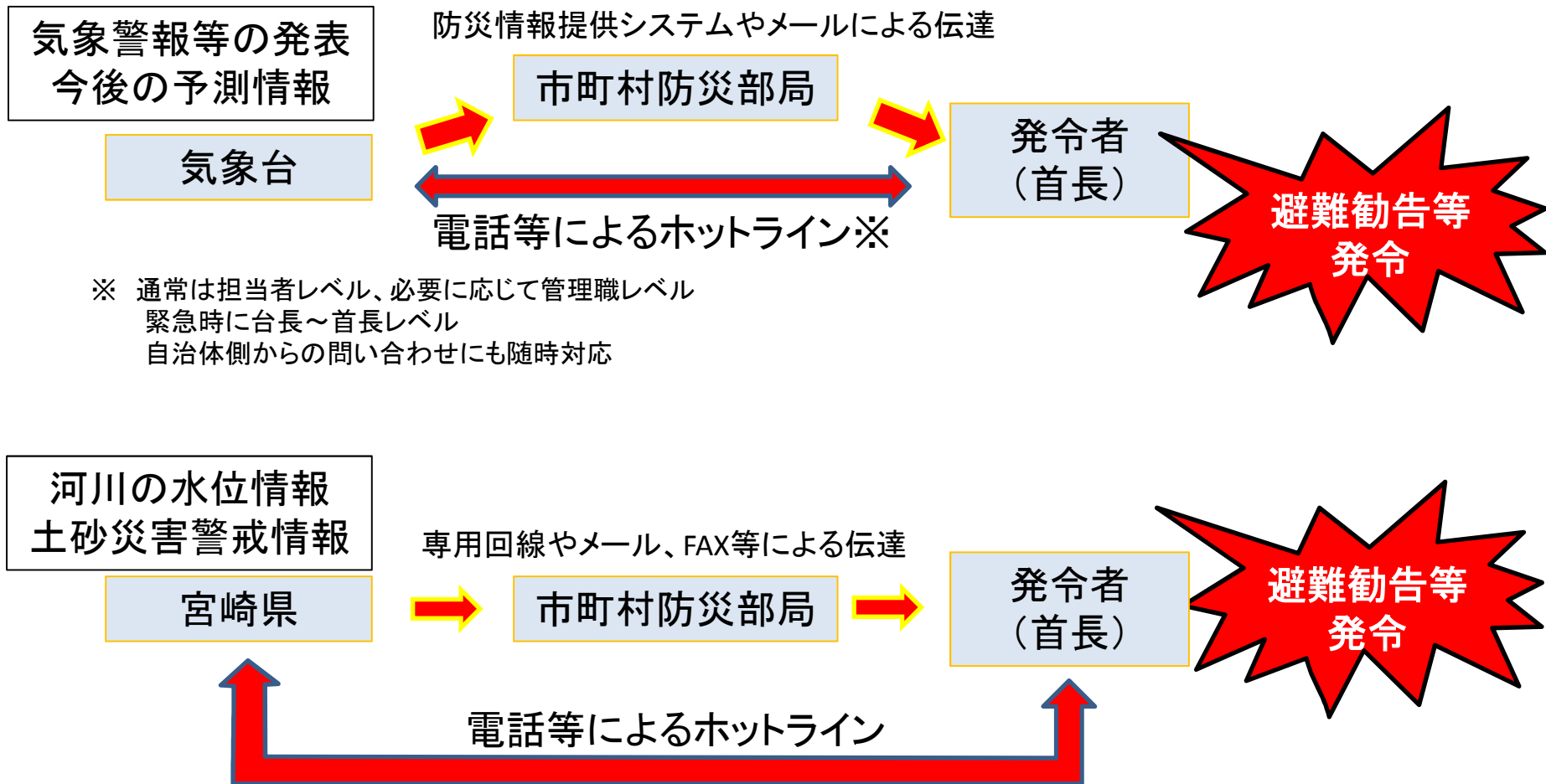
# 作成したタイムライン

## 日南・串間地区大規模氾濫等減災協議会

宮崎県	市町村	タイムライン
日南土木事務所	日南市	広渡川タイムライン
		酒谷川タイムライン
		細田川タイムライン
		潟上川タイムライン
		土砂災害タイムライン
串間土木事務所	串間市	市木川タイムライン
		本城川タイムライン
		福島川タイムライン
		土砂災害タイムライン

# 早急に実施する取組（ホットライン）

避難に関する情報の発表が適切に行えるよう、気象情報や河川の水位情報、土砂災害警戒情報等を発令者等に直接電話により伝達するホットラインを構築し運用した。



## 台風第18号における運用

### 1 水位超過についてのホットライン

事務所	河川名	観測所名	事象	日	時	発信者	受信者	備考
日南土木 事務所	広渡川	東郷橋	避難判断 水位超過	9/16	5:56	所長	日南市 市長	※9/16 16:00避難準 備・高齢者等避難開始 発令
	潟上川	宮ノ前橋	氾濫注意 水位超過	9/16	2:28	工務課長	日南市 危機管理室長	※9/16 16:00避難準 備・高齢者等避難開始 発令

※串間市は実績なし

### 2 土砂災害についてのホットライン

※日南市、串間市とも実績なし

## 台風第22号における運用

### 1 水位超過についてのホットライン

事務所	河川名	観測所名	事象	日	時	発信者	受信者	備考
日南土木事務所	潟上川	宮之前橋	氾濫注意 水位超過 16:40	10/28	16:51	工務課長	日南市 危機管理室長	17:45避難準備情報・高 齢者等避難開始発表
	潟上川	宮之前橋	避難判断 水位超過 18:10	10/28	18:14	所長	日南市 市長	※17:45避難準備情報・ 高齢者等避難開始発 表済み
	広渡川	東郷橋	避難判断 水位超過 5:00	10/29	5:05	工務課長	日南市 危機管理室長	※17:45避難準備情報・ 高齢者等避難開始発 表済み
	広渡川	谷之城橋	避難判断 水位超過 5:30	10/29	5:32	工務課長	日南市 危機管理室長	※17:45避難準備情報・ 高齢者等避難開始発 表済み
	広渡川	東郷橋	氾濫危険 水位超過 6:00	10/29	6:06	所長	日南市 市長	6:22避難勧告発令
串間土木事務所	本城川	小田代橋	氾濫注意 水位超過 15:50	10/28	15:53	工務課長	串間市 危機管理課長	17:01 避難準備・高齢 者等避難開始情報発 令

## 台風第22号における運用

### 2 土砂災害についてのホットライン

#### レベル1: 避難勧告相当

土砂災害警戒情報発表市町村名			ホットライン			避難勧告等の発令		
市町村名	発表日	発表時間	発信者	受信者	発信時間	発令種類	発令時間	発令対象者、発令地区等
日南市	10月28日	17:45	廣前所長	崎田市長	18:00	避難準備	18:02	市内全域
串間市	10月29日	4:00	代)鏡園副主幹	代)危機管理課 武田	4:16	避難勧告	4:02	串間市全域

#### レベル3: 避難指示相当

土砂災害危険度レベル3到達市町村名			ホットライン			避難指示等の発令		
市町村名	到達日	到達時間	発信者	受信者	発信時間	発令種類	発令時間	発令対象者、発令地区等
日南市	10月28日	19:05	廣前所長	崎田市長	19:18	避難勧告	19:30	大堂津、下隈谷
						避難勧告	19:53	鶴戸
						避難勧告	3:10	市全域
串間市	10月29日	4:41	代)鏡園副主幹	代)危機管理課 武田	4:45	避難指示	4:35	市木中福良地区
						避難指示	4:50	本城下平地区、本城上平地区
						避難指示	5:10	串間市全域

#### 【運用後の感想】

市長や危機管理部門の長に対して、確実に情報提供することが出来た。

# 水防法改正に伴う規約の変更について

---

水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律31号) 施行:6月19日

## 大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織(国協議会は必置、都道府県協議会は任意)
- 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

### 水防法

#### 第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は、第十三条第一項に規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する為の協議を行う協議会を組織するものとする。

#### 第十五条の十

都道府県知事は、第十一条第一項又は、第十三条第二項に規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する為の協議を行う協議会を組織することができる。

# 水防災意識社会再構築ビジョン協議会の改組



国水政第13号  
 国水河計第13号  
 国水環第20号  
 国水治第26号  
 国水防第52号  
 平成29年6月19日

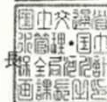
宮崎県水防担当部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

水政課長



河川計画課長



河川環境課長



治水課長



防災課長



水防法第15条の9及び第15条の10に基づく  
 「大規模氾濫減災協議会」の運用について

平成29年6月19日に施行された水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号。以下「改正法」という。)においては、今後、中小河川も含めた全国の河川で「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会制度

するため、規約にその旨を明記する他、協議会が対象とする河川、協議会の構成員等を記載するものとする。協議会規約の記載例については別紙-1を参考とされたい。

3. 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく既存の協議会の改組  
 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として既に組織されている減災対策協議会等の協議会は、原則として、今後速やかに水防法に基づく協議会に改組することとする。

4. 協議会の名称  
 協議会の名称については、設置主体の裁量に委ねられることとなる。改組前の既存の協議会の名称を用いるなど、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定されたい。

5. 協議会の構成員  
 協議会の構成員は以下のとおりとする。なお、これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。委任にあたっては、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象とされたい。

- (1) 大規模氾濫減災協議会の構成員
- ア 国土交通大臣  
 水防行政を担う大規模氾濫減災協議会の設置主体。
  - イ 当該河川の存する都道府県の知事  
 当該対象河川の存する地域の防災事務を担う立場で参画。
  - ウ 当該河川の存する市町村の長  
 当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。
  - エ 当該河川の存する区域をその区域を含む水防管理団体の水防管理者  
 当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。
  - オ 当該河川の河川管理者  
 当該対象河川の管理を担う立場で参画。
  - カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長  
 当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。
  - キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者  
 その他の国土交通大臣が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。
    - ・ 浸水が想定される近隣市町村
    - ・ 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
    - ・ 避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
    - ・ 協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
    - ・ 洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

(2) 都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員



# 規約改正（案）

日南・串間地区大規模氾濫等減災協議会規約 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正前	改正後	備考																																														
<p>(名称) 第1条 本協議会は、<u>日南・串間地区大規模氾濫等減災協議会</u>（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(附則) 第10条 本規約は、平成29年6月1日から施行する。</p> <p>別表1 日南・串間地区大規模氾濫等減災対策協議会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所属等</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁 宮崎地方気象台</td> <td>台長</td> <td>小泉 岳司</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">宮崎県 総務部 県土整備部</td> <td>危機管理局长 兼危機管理課長</td> <td>藪田 亨</td> </tr> <tr> <td>河川課長</td> <td>高橋 秀人</td> </tr> <tr> <td>砂防課長</td> <td>米倉 昭充</td> </tr> <tr> <td>日南土木事務所長</td> <td>廣前 秀一郎</td> </tr> <tr> <td>串間土木事務所長</td> <td>矢野 康二</td> </tr> <tr> <td>日南市役所</td> <td>市長</td> <td>崎田 恭平</td> </tr> <tr> <td>串間市役所</td> <td>市長</td> <td>野辺 修光</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所属等	氏名	気象庁 宮崎地方気象台	台長	小泉 岳司	宮崎県 総務部 県土整備部	危機管理局长 兼危機管理課長	藪田 亨	河川課長	高橋 秀人	砂防課長	米倉 昭充	日南土木事務所長	廣前 秀一郎	串間土木事務所長	矢野 康二	日南市役所	市長	崎田 恭平	串間市役所	市長	野辺 修光	<p>(設置) 第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「<u>日南・串間地区大規模氾濫等減災協議会</u>」(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>附 則 この規約は、平成29年6月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成30年2月14日から施行する。</p> <p>別表1 日南・串間地区大規模氾濫等減災対策協議会</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所属等</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁 宮崎地方気象台</td> <td>台長</td> <td>小泉 岳司</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">宮崎県 総務部 県土整備部</td> <td>危機管理局长 兼危機管理課長</td> <td>藪田 亨</td> </tr> <tr> <td>河川課長</td> <td>高橋 秀人</td> </tr> <tr> <td>砂防課長</td> <td>米倉 昭充</td> </tr> <tr> <td>日南土木事務所長</td> <td>廣前 秀一郎</td> </tr> <tr> <td>串間土木事務所長</td> <td>矢野 康二</td> </tr> <tr> <td>日南市役所</td> <td>市長</td> <td>崎田 恭平</td> </tr> <tr> <td>串間市役所</td> <td>市長</td> <td>島田 俊光</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所属等	氏名	気象庁 宮崎地方気象台	台長	小泉 岳司	宮崎県 総務部 県土整備部	危機管理局长 兼危機管理課長	藪田 亨	河川課長	高橋 秀人	砂防課長	米倉 昭充	日南土木事務所長	廣前 秀一郎	串間土木事務所長	矢野 康二	日南市役所	市長	崎田 恭平	串間市役所	市長	島田 俊光	<p>水防法の改正に伴い、法定協議会に位置づけ</p> <p>施行日の追加</p> <p>串間市長の氏名変更</p>
機関名	所属等	氏名																																														
気象庁 宮崎地方気象台	台長	小泉 岳司																																														
宮崎県 総務部 県土整備部	危機管理局长 兼危機管理課長	藪田 亨																																														
	河川課長	高橋 秀人																																														
	砂防課長	米倉 昭充																																														
	日南土木事務所長	廣前 秀一郎																																														
	串間土木事務所長	矢野 康二																																														
日南市役所	市長	崎田 恭平																																														
串間市役所	市長	野辺 修光																																														
機関名	所属等	氏名																																														
気象庁 宮崎地方気象台	台長	小泉 岳司																																														
宮崎県 総務部 県土整備部	危機管理局长 兼危機管理課長	藪田 亨																																														
	河川課長	高橋 秀人																																														
	砂防課長	米倉 昭充																																														
	日南土木事務所長	廣前 秀一郎																																														
	串間土木事務所長	矢野 康二																																														
日南市役所	市長	崎田 恭平																																														
串間市役所	市長	島田 俊光																																														

- 水防法に基づく協議会へ改組するため、第1条を改正する。
- 改正に伴い附則に施行日を追加する。
- 串間市長の氏名を変更する。

# 取組方針の設定について

---

日南・串間地区では、県、市、防災関係者が連携し、水害・土砂災害に強い地域づくりのための様々な取組を推進してきた。

一方で、これまでの河川整備・砂防施設整備による安全度の向上や、平成17年の災害から既に10年以上の歳月が経過し、その後大きな水害が発生していないこと等から、住民の水防災意識の低下や自主防災組織の活性化、要配慮者対策等が懸念されている。

## <主な課題>

- 平成17年水害から10年以上が経過し、水害の記憶が風化しつつあること、河川整備の進捗に伴い、洪水は起きないという安全性への過信が生まれていること、平成17年水害を知らない世代が増加している等、住民の防災意識が希薄になっている。
- 土砂災害については、少しの雨でも、また、降雨後でも発生する恐れがあることから、平素から住民の土砂災害への防災意識の向上及び定期的な避難訓練を引き続き行う必要がある。
- 住民の高齢化、若い世代の意識変化、新興住宅地・アパート等の増加等により、自主防災組織が結成されていない地域や、自主防災組織があっても活動がなされていない等、地域の防災を担う人材がいない恐れがある。
- 河川氾濫時や土砂災害発生時においては、集落や主要道路が被災し、孤立者、交通の途絶が発生する恐れがある。
- 近年、高齢化の進展に伴い、福祉・高齢者利用施設等が急増しており、要配慮者対応が懸念される。

## 例 (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

### 【情報伝達、避難計画等】

<b>□現状</b>	
○県は洪水により、相当な損害が生じる恐れがある河川について、洪水予報河川・水位周知河川・水防警報河川に指定し、水位情報の発信を行っている。	
○日南市、串間市は地域防災計画や避難勧告等の判断・伝達マニュアルを整備している。	
○日南市、串間市は、防災行政無線等による避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、広報車による周知を実施している。	
<b>■課題</b>	
●情報の詳細化・多様化に伴い情報収集方法や行うべき作業が複雑になっている。	B
●情報伝達手段の多様化を図っているが、避難情報が全ての住民に届いていない恐れがある。	D

「日南・串間地区の減災に係る取組方針(案)」P9～14を参照

## 【5年間で達成すべき目標】

- 1 大規模氾濫等に対する地域防災力を高め「水害・土砂災害に強い地域づくり」を目指す
- 2 広域的な浸水被害・土砂災害に対し「円滑かつ迅速な避難行動」と「被害の軽減・早期復旧」を図る

## 【目標達成に向けた3本柱】

- 1 防災意識の向上と防災情報の的確な収集・伝達・理解・共有を推進するための取組
- 2 地域住民・市民団体・関係機関の連携や協働による地域の将来を担う人材の教育・発掘に向けた取組
- 3 洪水や土砂災害の被害軽減のための取組と既存施設運用の工夫等の取組

# 概ね5年間で実施する取組 ※抜粋

## 例(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

施設の整備等は途上であり、洪水や土砂災害による被害を完全に防止することは難しい。

命を守り、被害を軽減するために重要となる、「円滑かつ迅速な避難行動」を実施するための各機関の取組は以下のとおりである。

### ■情報伝達、避難計画等に関する取組

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
ホットラインの実施、改善	A、H	継続実施	宮崎県 日南市、 串間市 気象台
タイムラインの活用、改善	B、H	継続実施	宮崎県 日南市、 串間市
様々な方法を活用した災害危険性の周知	C、D、G	継続実施	宮崎県 気象台

「日南・串間地区の減災に係る取組方針(案)」P16～19を参照

各構成機関の取組内容については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなど、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要であり、取組等について定期的に進捗状況を確認するとともに、実施した取組についても、訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うものとする。